

■ 宿泊税の制度の概要

1 宿泊税の制度設計における基本的な考え方

- (1) 消費単価の向上や滞在日数の延伸、交通、宿泊の満足度の向上、沖縄でしか味わえない歴史文化の体験等、付加価値の高い観光商品の造成、観光客の受入体制の整備、観光人材の育成・確保等に取り組むとともに、観光の質の向上のため、多様な旅行ニーズに対応した観光を促進し、MICEの振興などを通じて沖縄観光の高付加価値を図ることが求められている。
- (2) これらの課題の解決に向け、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、観光旅客の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を新設する。

2 制度概要と考え方

区分	案	考え方
納税義務者	沖縄県内の次の宿泊施設における宿泊者 ・ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法） ・特区民泊（国家戦略特別区域法） ・民泊（住宅宿泊事業法）	<ul style="list-style-type: none">○ 課税の公平性を担保するためには、課税客体（宿泊者の宿泊行為）の確実な捕捉が必要であることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法、国家戦略特別区域法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊者を納税義務者とする。○ 宿泊施設としては、旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設のほか、国家戦略特別区域法で規定する特区民泊を対象としている。
徴収方法	特別徴収 ・宿泊事業者等が徴収し県に納入	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊事業者、または宿泊税の徴収に便宜を有する者による特別徴収とする。 (宿泊事業者等が宿泊者から税を徴収し、県に納入する方法)

■ 宿泊税の制度の概要

区分	案	考え方
税率	定率2% (ただし、税額2,000円を上限とする) ※県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 県税：定率0.8% (ただし、税額800円を上限とする。) 市町村税：定率1.2% (ただし、税額1,200円を上限とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税の公平性と伸張性を踏まえ、税率は課税標準額に率を乗ずる定率制とし、宿泊者が受ける行政サービスは概ね一定であることを踏まえ、宿泊者の過重な負担とならないよう税額は2,000円を上限額とする。 ○ 市町村が県と併せて宿泊税を課す場合であっても、県税と市町村税の税率の合計が2% (上限額2,000円) となるよう、財政需要額等を踏まえて、県税0.8%(上限額800円)、市町村税1.2%(上限額1,200円) とする。
課税免除	(1) 学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者 (2) 学校に相当する外国の教育施設等が沖縄県に所在する学校の学生等と交流を行うことを目的に実施する旅行に参加しているもの又はこれらの者を引率する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行は、学校の教育課程上「学校行事等」に位置づけられる教育活動であり、年少者の健全育成に資するものであること、また、将来の沖縄観光旅行者に繋げることなどから、課税を免除する「公益上の事由」がある。 ○ 修学旅行については、学校長の証明書で事実確認が容易である。 ○ 学校に相当する外国の教育施設等についても、同様の理由により、「公益上の事由」がある。

3 特別徴収義務者の負担軽減措置

報償金制度	納期限内の納入税額の2.5% (導入当初5年間は3.0%)を報償金として交付する。
導入に係る事業者支援制度の創設	宿泊税の導入に伴い必要となる宿泊事業者等の会計システム改修に係る経費等について、支援する制度の創設を検討する。
申告納入期限の特例	所定の要件を満たす場合に、3月分をまとめて申告納入できる申告納入期限の特例を設ける。

宿泊税の制度の概要

4 制度設計に関する留意事項

※観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会による提言書（R6.11）から抜粋して作成。

用途事業	<ul style="list-style-type: none">○ 本委員会に提示された現時点の用途事業の例示に限定することなく、今後の沖縄観光の将来を見据えた事業の実施を検討すること○ 観光目的税そのものが、より質の高い新たな沖縄観光ブランドの一部をなすものとして、納税者である宿泊客から共感されるものとなるよう、事業の実施を検討すること○ 沖縄における観光の重要性について県民の理解を促進する事業の実施を検討すること○ 財政需要調査の事業は十分に精査した上で、優先順位を定め、事業を実施すること○ 所要額調査を早急に実施し、県、市町村、業界のニーズを把握すること
税率	<ul style="list-style-type: none">○ 税率、上限額等の税の制度は、定期的に見直すこと。特に、導入直後は、当初の想定とは異なる事態が生ずることも考えられることから、短期間（3年程度）で見直しを検討すること
課税免除	<ul style="list-style-type: none">○ 県民の課税免除は、税の公平性や「法の下での平等」に反する恐れがあり、現時点ではそれを超えて県民の利益を優先すべきと判断するための「公益上の事由」の整理が不十分であることから、今回は見送ることとなった。ただし、県民の観光への理解と協力を得るため、その実現に向けて引き続き、幅広い意見を聞きながら可能性を探り、検討すること○ 離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した用途事業などにより配慮すること
体制	<ul style="list-style-type: none">○ 観光目的税を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとし、広域連携DMOである沖縄観光コンベンションビューローが一定の役割を担うこと○ 税の徴収及び事業執行にあたり、徴収部門、事業執行部門の体制強化を検討すること○ 税活用事業は、KPI等を設定し評価検証すること○ 法定外目的税の趣旨に鑑み適切に税が活用されているか、県及び市町村の用途事業を検証する体制を検討すること
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 税の導入に係るシステム改修費等、制度の導入に係る特別徴収義務者の経費負担については、特別徴収義務者の持ち出しにならないよう、十分に配慮するとともに、導入後も事務負担や徴収コストへ十分配慮すること○ 直近のデータを基に早急に税収の試算を行うこと○ 観光目的税の導入前に、宿泊事業者への説明会を実施すること○ 観光目的税を導入しない市町村への配分については、地域の特性、必要性に応じた事業に活用できるよう交付金とすること